



瀧 (其の貳)

うづまく青い瀧におちる
白いたきの焔をちらす秋の風
今のように
おのれからだに滲みとほつてきたか
おまへの翼の片羽は
その椽の木にさらされてあるのを眺めるのが痛いか
何もおもふな

46

47

※年齢はすべて数え年です

- ◆明治32年(1899年)1歳
高知県香美郡岸本村(現香我美町岸本)に生まれる
本名亀備太
- ◆明治38年(1905年)7歳
4月、岸本尋常小学校入学
- ◆明治44年(1911年)13歳
4月、香美郡赤岡町城山高等小学校入学
「少年世界」に童謡「繡眼兎飼ひ」を投稿、佳作入選
- ◆大正 3年(1914年)16歳
3月、城山高等小学校卒、4月、高知市立商業学校予科
2年に編入学。在学中、野市町の近森豊馬(1年上)に
詩作を学ぶ
- ◆大正7年(1918年)20歳
商業学校卒業後、神戸の鈴木商店に就職。近森豊馬
(筆名・夜木虹太郎)と同宿。詩を書き始める
- ◆大正10年(1921年)23歳
故郷に帰り教会に通い聖書を読む。小説や詩を書く
- ◆大正12年(1923年)25歳
夜須尋常小学校・代用教員になる。日高村出身の小丑
(のち「由」に改名)と結婚
- ◆大正15年(昭和元・1926年)28歳
池内治水・窪田金壺らと詩誌「麗詩仙」を発刊
- ◆昭和3年(1928年)30歳
3月、赤岡尋常小学校訓導となる
- ◆昭和7年(1932年)34歳
詩集「瀧」出版
- ◆昭和10年(1935年)37歳
高知新聞に随筆「楚歌春秋」を15回連載
- ◆昭和11年(1936年)38歳
前浜尋常高等小学校訓導となる。高知新聞「詩壇」
の選者となり、高知県文化人団体(MFL)会員となる
- ◆昭和14年(1939年)41歳
香北町第五尋常小学校訓導兼校長となる
- ◆昭和17年(1942年)44歳
12月、結核により死去

※岡本彌太詩集 「瀧」篇より参照

「青き霞の高士」「南海の宮沢賢治」と称された郷土の偉人 岡本彌太



▶学生時代の岡本彌太

皆さんは、香南市香我美町出身の「岡本彌太」という詩人をご存知ですか？44年の生涯の大半を土佐の田舎の小学校教師として過ごし、激動の時代を数々の「詩」に残しています。生前、詩集は「瀧」一巻だけが刊行していません。彼はどんな人物だったのでしょうか？その生き方や歴史に少し触れてみることにしました。

(編集委員 田中 たい子)

平 第33回反核・平和の火リレー 和の火を掲げ、次の町へ

高知県内で8月4日(火)～6日(木)にかけて、第33回反核・平和の火リレーが開催されました。県内429人のランナーが、東は室戸、西は宿毛から、終点の高知市役所まで、広島市平和公園で燃え続ける「平和の火」を灯したトーチをつなぎます。香南市では、香南市職員労働組合青年部の有志が集まりました。当日は快晴ながらも程よく風が吹き、走りやすい天候。気持ちの良い汗をかき笑顔で走る姿が見られ、自分の町から次の町へ、平和の思いとともにトーチを走りつなぎました。



▲次の町、南国市を目指して!

鎮 令和2年度手結盆踊り 魂と疫病退散の祈り

8月15日(土)、夜須町のヤ・シィパークで手結盆踊りが行われました。今年は花火や屋台の出店は中止となりましたが、約400年の歴史があり高知県無形民俗文化財にも指定される踊りは、手結港修築時の犠牲者を弔うほか、疫病を追い払うために踊ったとも伝えられており、「コロナ禍の今こそ踊ろう」と保存会の呼びかけで約60人の踊り子が集まりました。いつもより距離をとり大きな輪を作った踊り子たちは、鎮魂の祈りとともに疫病退散の願いを込めた舞を捧げました。踊りの後は、150個の灯籠を流し、静かな海にやさしい灯りがとまりました。



▲祈りを込めて舞を捧げる踊り子たち

環境対策課

小型家電を無料回収します!

● 小型家電回収

ご家庭で不要になったパソコン、携帯電話、扇風機、電子ジャーなど“小型家電”はありませんか?ごみの減量、資源の有効活用のため、皆さまのご協力をお願いします。

回収日時:令和2年10月24日(土)～25日(日)
8時00分～12時00分
回収場所:吉川地域一時保管施設(吉川町吉原45番地2)
回収品目:小型家電(電気で動くもの)

● 注意事項

- ・一度回収いたしました資源物は返却できません。
- ・個人情報は、必ず消去してください。
- ・電池、電球、バッテリー、蛍光灯、トナーカートリッジなどは回収できません。必ず、取り外してください。
- ・フロンガスを含む機器(製氷機など)は回収できません。
- ・灯油を含む機器(石油ファンヒーターなど)は灯油を抜いてください。また、カセットボンベを使用している機器についてもカセットボンベを取り外してください。
- ・ビニール袋や段ボール箱など梱包材は回収できません。



● 回収できないもの

- ・家電リサイクル法対象機器(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)
- ・家電製品を分解又は改造したもの

